

令和7年度第1回松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 次第

日 時 令和7年5月28日(水)
午後1時30分から
会 場 松本市役所 東庁舎4階
第3委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

松本市社会福祉審議会の概要 資料1

報告事項

ア 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗状況(令和6年度)
について 資料2

イ 訪問介護事業所等に対する経営実態調査の実施結果について 資料3

ウ 地域密着型サービス事業者等の指定について 資料4

協議事項

地域密着型サービス事業者等の公募について 資料5

4 その他

松本市終活情報登録事業について 資料6

5 閉 会

松本市社会福祉審議会の概要

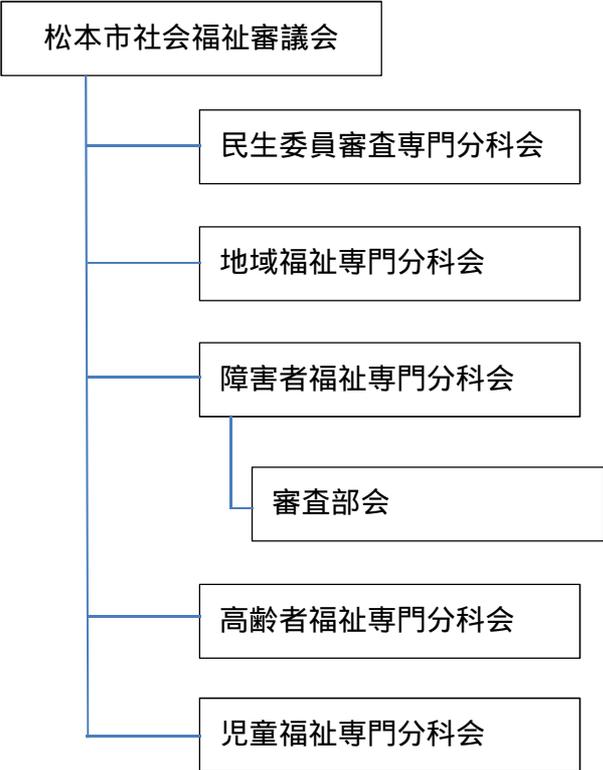
1 概要

令和 3 年 4 月の中核市移行に伴い、社会福祉法第 7 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議する機関として松本市社会福祉審議会を設置します。審議会の所掌事項は、社会福祉全体にわたるため、より深く調査・審議するための専門分科会及びその専門分科会内に審査部会を設置します。

2 委員について

- ・社会福祉事業従事者、学識経験者のうちから市長が任命
- ・社会福祉審議会委員 24 名以内（地域福祉専門分科会 6 名程度、障害者福祉専門分科会 6 名程度、高齢者福祉専門分科会 6 名程度、児童福祉専門分科会 6 名程度で構成）
- ・各専門分科会委員 12 名程度
- ・報酬額 会議 1 回（4 時間以内） 4,900 円
- ・任期 委嘱日から 3 年間
（欠員を生じた場合の補欠の任期は前任者の残任期間）

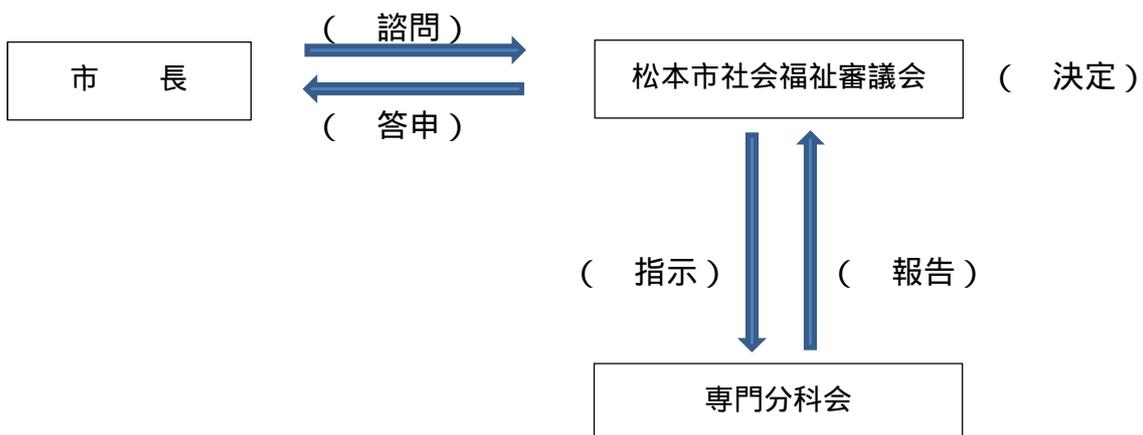
3 組織



4 調査審議事項

名称	主な調査審議事項	担当課
社会福祉審議会	市長の諮問に応じ、社会福祉に関する事項について調査審議する。 審議会の所掌事項は、社会福祉全体にわたるため、より深く調査・審議するための専門分科会及びその専門分科会内に審査部会を設置する。	福祉政策課
民生委員審査専門分科会	・ 民生委員の適否の審査	福祉政策課
地域福祉専門分科会	・ 地域福祉計画の策定及び評価検証 ・ 福祉ひろばに関する事項 ・ 避難行動要支援者名簿に関する事項 ・ 再犯防止推進に関する事項	福祉政策課
障害者福祉専門分科会	・ 障害者基本計画・障害者福祉計画の策定及び評価検証	障がい福祉課
審査部会	・ 身体障害者の障害程度の審査	障がい福祉課
高齢者福祉専門分科会	・ 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定及び評価検証 ・ 地域密着型サービス事業所の公募に関する事項	高齢福祉課
児童福祉専門分科会	・ 放課後子どもプランの策定及び評価検証 ・ 子ども・子育て支援事業計画の策定及び評価検証 ・ 保育所設置の認可に関する事項	こども育成課

5 事務の流れ



第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗状況（令和 6 年度）について

1 第 9 期計画概要

基本理念

松本市は、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して自立した生活ができることを願い、市民と行政、更に、地域でつながる全ての人が支えあい、誰一人取り残さない地域福祉づくりを進めます。

そして、「一人ひとりが自分らしく生き、シンカ（深化、進化）しながら支えあうまち」を目指します。

基本目標

ア 共に暮らし、ともに助け合い、一人ひとりが輝ける地域づくりを進めます。

イ 健康で生きがいを持ち、自立した生活を送るための活動と支援を進めます。

ウ 心身や暮らしの状況に配慮したサービスや医療の提供を進めます。

エ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みを捉えて、安心して介護できる環境づくりを進めます。

方向性

ア 共に暮らし、ともに助け合い、一人ひとりが輝ける地域づくりを進めます。

地域包括ケアシステムのシンカ（深化、進化）に向けた取組みを強化する。

誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業による包括的な相談支援体制の整備

ジェンダーの平等と多様性への理解推進

イ 健康で生きがいを持ち、自立した生活を送るための活動と支援を進めます。

介護予防を進めるため、フレイルの早期把握と医療連携体制を強化する。

認知症の理解の推進と認知症の方本人の社会参加

ウ 心身や暮らしの状況に配慮したサービスや医療の提供を進めます。

切れ目のない在宅医療と介護の連携推進を図る。

医療機関などと連携し認知症相談窓口の周知と、早期の気づき、対応を支援する。

エ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みを捉えて、安心して介護できる環境づくりを進めます。

将来の人口減少や市民ニーズ等を考慮し、新たな施設整備は必要最小限とし、小規模施設を中心とした整備を行う。

D X の活用や関係機関との連携により、離職防止・人材定着化等の介護事業所支援を実施する。

ヤングケアラーを含む家族介護者の支援を推進する。

2 進捗状況（令和 6 年度）

別紙報告書【抜粋版】参照

主な取組み	第9期計画の目標					担当課	R6年度実績					
	取組みの概要	数値目標			実施した取組み		数値目標に対する実績		自己評価	課題	対応策・今後の展開	
		項目	R5未見込	R8目標			単位	数値実績				数値の根拠
第2編 高齢者がいきいきと暮らせるために												
第1章 誰もが住みやすいまちづくりの推進												
第3節 ジェンダーの平等と多様性への理解促進												
男女共同参画の出前講座	男女共同参画の現状や背景、性差にとらわれない職業の選択等を題材にした出前講座を実施します。	-	-	-	-	人権共生課	・ジェンダー平等(男女共同参画)に関する出前講座の開催	4回	実施回数	1	・出前講座の需要が低い ・幅広い年代層へ意識啓発	・学校、地域、企業への周知拡充
性の多様性理解促進事業	性的マイノリティに関する専門相談の実施や、各種講座、事業者に向けた研修会の開催により、性の多様性に対する理解の促進を図ります。	-	-	-	-	人権共生課	・セクシュアリティ専門相談(にじいろのまち相談)の開催 ・性の多様性小・中学校講座の開催	・年12回 ・45校	・相談実施回数 ・講座実施校数	2	・幅広い年代層への性の多様性理解の拡大	・地域における出前講座開催
松本市パートナーシップ宣誓制度	地域社会にLGBTQ(性的マイノリティ)の方への理解が進み、性別にかかわらず、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される、多様性と活力に満ちたまちの実現につなげることを目的としたパートナーシップ宣誓制度を実施します。	-	-	-	-	人権共生課	・松本市結婚新生活支援事業との連携開始	・パートナーシップ宣誓者4組 (うち1組が左記事業を利用)	・宣誓組数	2	・法律婚との制度格差是正	・関係機関との連絡調整
第2章 つながり合い・助け合いの仕組みづくり												
第1節 地域課題の解決に向けた組織体制の強化												
地域ケア会議の開催	地域包括支援センターが個別レベルの会議(個別地域ケア会議・自立支援型個別ケア会議)を主体的に行い、個別課題の解決に加え、地域に共通する課題の抽出を行います。地域の課題は、地区レベルの会議(地区支援企画会議)で検討を行い、地域内で検討・解決を目指します。地域内で解決が難しい課題については、市レベルの会議において、検討・解決を目指します。	個別地域ケア会議の開催	45	70	回	高齢福祉課	地域包括支援センター主催で、個別事例の解決に向けた役割分担や共有を行い、会議後(3~6か月後)には支援経過の振り返りを実施。また、地域課題が抽出された場合は、地域づくりセンター長及び地区支援企画会議等への提案を行った。	30	個別地域ケア会議開催数	1	地区によって開催数にばらつきがあり、地区内の困っている事例や地域課題を共有・検討していくためには一定数の開催が必要である。	引き続き地域づくりセンターと連携し、地域課題を検討する会議(地域ケア会議)などにつなげ、検討、解決を図る。
		自立支援型個別地域ケア会議検討件数	28	36	件		市主催で6回12事例と地域包括主催で14回14事例を検討し、自立支援・重度化防止の視点での検討やネットワーク構築など、介護支援専門員の資質向上やケアマネジメント支援を行った。本年度は、試験的に包括主催の会議にて一部様式を変更して試験的に実施したところ、より活発な議論となった。	26	自立支援型個別ケア会議での検討事例数	2	居宅介護支援事業所のケアマネジャーからの事例提供が少なく、開催数も減少している。	居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの事業周知と事例提出の依頼の継続していく。
第3節 相談体制の強化												
誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業(重層型支援体制整備事業)	複雑化した問題や、解決困難な事例について、組織をこえて連携し対応します。	-	-	-	-	福祉政策課	・相談支援機関の連携を推進するため、庁内担当者を集めた会議の開催および外部委託先事業所等も交えた連絡会を定期的に開催し、必要な情報及び支援の方向性等について協議等を行った。 ・多機関協働事業として、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える対象者(64世帯121名)の把握を行い、16世帯に対して23回支援会議を実施した。	-	-	2	・生活困窮等深刻な状態に陥らないため、相談に来れない、繋がることのできない人に対し、信頼関係を築きながら支援等に繋がることを目的とするアウトリーチや、社会へ参加できるきっかけづくりと継続的な支援体制を構築していく必要がある。	・定期的な会議等を行いながら、顔の見える関係づくりを行っていき、包括的な相談に対応できる体制を推進する。 ・市や専門職でカバーできない部分をカバーし合える仕組みを地域住民に啓発等を行いながら構築する。

主な取組み	第9期計画の目標					担当課	R6年度実績					
	取組みの概要	数値目標			実施した取組み		数値目標に対する実績		自己評価	課題	対応策・今後の展開	
		項目	R5未見込	R8目標			単位	数値実績				数値の根拠
第3編 高齢者が安心して暮らせるために												
第1章 介護予防・健康づくりの推進												
第1節 自ら楽しむ介護予防や健康づくりに参加する体制の推進												
フレイル予防事業	フレイル対策を推進するために、フレイルの把握強化と医療連携体制を整えるための取組みを実施します。	松本市フレイル外来実施医療機関	3	4	箇所	健康づくり課	フレイル外来実施医療機関における連携会議を開催し、情報共有や連携体制の確認を行った。	3	市内フレイル外来実施医療機関数	2	医療機関ごとの対応となり、かかりつけ医や地域との連携体制を整えていく必要がある。	連携会議の定期的な開催と市立病院の新設にあわせたフレイル予防センターの体制を整えていく。
		フレイルの認知度内容を知っている人の割合(高齢者実態調査)	30	60	%			-	-			
第2節 介護予防・生活支援サービスと地域資源を活用した自立支援の強化												
地域介護予防活動支援事業	フレイル、認知症やうつ予防を含め、介護予防や健康に関する意識の向上を図るため、身近な場所(町会単位)で行う体操教室(いきいき百歳体操)や交流の場づくり(町会サロン)の開催を進めます。自らの体力づくりとともに、各地区で体力づくり運動の普及啓発を担う人材を育成します。講座終了後は「体力づくりサポーター」として登録を促します。	いきいき百歳体操	123	190	サークル数	健康づくり課	・いきいき百歳体操を実施するサークルの立ち上げの支援及び継続支援を実施。 ・新たなサークル立ち上げにつながるよう継続した運動の効果等についての啓発活動の実施。	136箇所	週1回以上いきいき百歳体操を実施するサークル数	2	・サークルの開催場所に偏りがある ・活動に対するマンネリ化と維持が困難となるサークルがある。	・サークル継続のため支援と代表者集会の開催。
第2章 認知症施策の総合的な推進												
第1節 認知症の共生と予防の推進												
認知症サポーター活動促進(ステップアップ講座)	本人や家族などの声をもとに、社会参加などを進めるチームオレンジまつもとの構築を目指し、地域の実情に応じた認知症サポーターの活動促進につながるステップアップ講座を開催します。	ステップアップ講座開催回数	10	12	回	高齢福祉課	・ステップアップ講座を開催した。講師として本人が参加し、直接本人の声を聴いてもらう機会を設けた。 ・ステップアップ講座の内容として、チームオレンジまつもと(社会参加、地域共生)の考え方を伝えた。 ・認知症地域支援推進員連絡会でチームオレンジ宣言をした地域の情報共有を行った。	12	チームオレンジ設置に向けたステップアップ講座開催数	2	チームオレンジまつもとの設置等のサポーター活動促進につながる取組みが難しい。	地域の実情に応じて認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座で本人の声を伝えながら、個別地域ケア会議等も含めて、認知症の方本人の社会参加、サポーター活動促進を進めていく。
人生会議・リビングウィル・意思決定支援	人生の最終段階にあっても本人の尊厳が尊重されるよう医療・介護の連携や人生会議の周知啓発に努めます。(認知症ケアパスなどを活用)	-	-	-	-	高齢福祉課	・11月30日の人生会議の日に合わせて、地区の実情やニーズに合わせて細かな単位で出前講座等を実施。 (地域ケア会議のテーマとしたり、終活をテーマにシリーズでの講座の一つとして周知) ・11月号の地域包括支援センターだよりにより周知(ホームページ掲載、LINE便の活用)。 ・認知症ケアパスにも人生会議について記載し、機会を捉え周知した。	-	-	2	・本人の望む場所などでの看取りをされている方が、まだまだ少ない現状がある。	・地区の実情等を考慮し、ニーズに合わせてより細かな単位で周知し、動画等媒体を活用して幅広く周知していく。 ・終活情報登録事業のと合わせて、人生会議・リビングウィルの周知を図る。
第3章 切れ目のない在宅医療と介護の連携推進												
第1節 在宅医療・介護の連携推進												
医療・介護関係者に対する研修の実施やネットワーク構築	多職種連携研修会や、地域包括支援センターごとの多職種連絡会、学習会、自立支援型個別ケア会議等を開催し、看取りや認知症への対応、自立支援等をテーマに事例検討やグループワーク等を通じて医療と介護関係者の相互理解を推進します。	地域包括支援センターごとの多職種連携連絡会の開催 自立支援型個別ケア会議検討件数	20 28	24 36	回 件	高齢福祉課	市や各地域包括支援センターごとに多職種連携研修会等を実施し、介護支援専門員等が抱える課題について共有したり、話し合いをし、ネットワーク構築を目指した。	26回	地域包括支援センター開催の多職種連携連絡会、ケアマネット、多職種研修	2	多職種で事例、課題を共有し、自立支援に向けた対策の検討がさらに必要	継続実施

主な取組み	第9期計画の目標					担当課	R6年度実績					
	取組みの概要	数値目標			実施した取組み		数値目標に対する実績		自己評価	課題	対応策・今後の展開	
		項目	R5未見込	R8目標			単位	数値実績				数値の根拠
第4編 サービスを円滑に提供するために												
第1章 2040年を見据えた基盤整備(低負担でも入所できる施設整備等の推進)												
第1節 介護者支援の推進												
ヤングケアラー支援	児童や若者が、介護や家事のために体調を崩すことや就学就労に支障をきたすことがないよう、庁内関係課や関係事業所と連携し支援を行います。	-	-	-	-	こども福祉課	ヤングケアラー実態把握調査	-	-	-	-	調査結果を庁内関係課と共有し、支援につなげる
第2節 施設・居住系サービスの整備												
低負担でも入所できる介護保険施設の整備	定員減となる介護老人福祉施設については、転換を計画します。	介護老人福祉施設	765	730	床	高齢福祉課	介護老人福祉施設については、短期入所生活介護床から介護老人福祉施設床への転換10床増、予定していた介護老人福祉施設床減は施設入所者の状況で未達成であった。特定施設入居者生活介護(混合型)については、53床に対する公募のうち3床の整備が決定された。	775	ベッド数	2	令和6年度実施の公募で整備数に到達しなかったサービス(特定施設入居者生活介護(混合型))に関して令和7年度にも公募を行う。また、第9期計画当初より予定されていた令和7年度の公募(特定施設入居者生活介護(介護専用型及び混合型))も実施する。	左記のとおり
		介護老人保健施設	686	686	床			686	ベッド数			
		介護医療院	98	98	床			98	ベッド数			
		特定施設入居者生活介護(介護専用型)	234	288	床			234	ベッド数			
		特定施設入居者生活介護(混合型)	497	575	床			500	ベッド数			
第3節 地域密着型サービス												
均衡のとれた施設整備	施設整備にあたっては、事業者公募の条件などにより未整備地区への整備を誘導する。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	3	施設数人	高齢福祉課	令和5年度公募を行わなかったため、令和6年度は総量規制対象となる施設の整備は行われなかった。令和6年度に実施された看護小規模多機能型居宅介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する公募については募集がなかった。	3	施設数人	2	・計画上の施設は、建設資材や人件費の高騰、介護人材不足等により公募をして申込がなかった。看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに、認知症対応型共同生活介護については、令和7年度に公募を実施する。	左記のとおり
		夜間対応型訪問介護	0	0	施設数人			0	施設数人			
		地域密着型通所介護	47	47	施設数人			43	施設数人			
		認知症対応型通所介護	7	7	施設数人			6	施設数人			
		小規模多機能型居宅介護	72	72	施設数人			79	施設数人			
		認知症対応型共同生活介護	6	6	施設数人			6	施設数人			
		地域密着型特定施設入居者生活介護	158	158	施設数人			158	施設数人			
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	21	21	施設数人			21	施設数人			
			324	342	施設数人			324	施設数人			
			5	5	施設数人			5	施設数人			
			131	131	施設数人	131	施設数人					
			4	6	施設数人	4	施設数人					
			116	153	施設数人	116	施設数人					
在宅介護の推進	市内で2例目となる看護小規模多機能型居宅介護を整備する。	看護小規模多機能型居宅介護	1	2	施設数人	高齢福祉課	令和5年度公募を行わなかったため、令和6年度は施設の整備は行われなかった。	1	施設数人	2	令和7年度指定に向け公募を行うも、建設資材や人件費の高騰、介護人材不足等により公募をして申込がなかった。令和7年度引続き公募を行う。	左記のとおり

主な取組み	第9期計画の目標					担当課	R6年度実績					
	取組みの概要	数値目標					実施した取組み	数値目標に対する実績		自己評価	課題	対応策・今後の展開
		項目	R5未見込	R8目標	単位			数値実績	数値の根拠			
第2章 安心して介護サービスが受けられるための環境づくり												
第1節 サービス提供体制の確保												
事業者への支援	広報活動を通じて、介護サービス事業者の人材の確保・養成の取組みを支援します。また、関係団体のネットワークづくりを支援し、福祉・介護サービスの重要性などについての啓発に努めます。	-	-	-	-	高齢福祉課	・市内の介護福祉士養成校(松本短期大学、エクセラン高校)との意見交換会を実施 ・松本山雅FCホームゲームで介護PR活動を実施 ・市内小学校2校で介護に関する出前講座を実施 ・梓川高校で出前講座と特養ちくまでの介護職体験会を実施 ・ケアプランデータ連携システム説明会を実施			3	効果的な支援策が明確にない。	介護事業所や他機関と連携を図りながら、人材確保に関するニーズを把握し、具体的な施策を実施する。
第1節 介護保険事業者等の支援・ICTや介護ロボットを活用した人材確保支援												
介護事業所支援事業	介護事業所間や行政等の情報共有について、人材不足解消のために、ICTを活用した介護事業所間のネットワーク構築支援を検討します。また、介護ロボットを活用するなど、介護事業所の生産性向上の推進を支援します。	事業所ネットワーク支援システム導入率	-	80	%	高齢福祉課	・ケアプランデータ連携システム説明会を実施 ・事業所に対しアンケート調査を実施	0	ケアプランデータ連携システム導入率	1	連携する事業所双方がシステムを導入していないことから様子見をしている事業所が多い等、導入に向けた課題がある。	・R7年度に導入促進のための声かけやモデル事業を実施し、導入率を上げていく。 ・システム導入以外にも事業所の生産性向上の取組みに対する支援策を検討する。
第5章 介護保険サービスの見込み												
第1節 介護保険サービス事業量及び費用の見込み												
介護保険サービス事業量の見込み	-	-	20,426,549	23,332,488	千円	高齢福祉課	-	20,896,764千円	実績値 ※5/15時点	2	・全体で見ると、計画値比95.2%、前年比102.3%となっている。 ・前年度に比べ認定者数及び認定率は増加しているが、計画で見込んだ水準には達していない。 ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後のサービス利用状況を、計画値と比較しながらさらに注視していく必要がある。 ・施設整備計画が計画どおりの進捗状況ではないことにより、サービス見込み量との差が生じる。	各サービス別のサービス利用状況の分析、今後のサービス利用の伸び、及び地域密着型サービスの利用状況等を考慮したサービス提供体制の検討によって、適切な第10期のサービス量を見込む。
第2節 地域支援事業の費用の見込み												
地域支援事業の費用額の見込み	-	-	1,447,050	1,496,980	千円	高齢福祉課	-	1,413,972千円	実績値 ※5/15時点	2	・全体で見ると、計画値比97.7%、前年比103.3%となっている。	各事業費別の分析、今後のサービスの利用状況等を考慮し、適切な第10期のサービス量を見込む。

(報告事項)

訪問介護事業所等に対する経営実態調査の実施結果について

1 趣旨

令和6年度介護報酬改定により訪問介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス(以下「訪問介護サービス等」という。)の基本報酬が引き下げられたことから、訪問介護事業所等(以下「事業所」という。)への影響を確認するための経営実態調査を行ったため、その結果等について報告するものです。

2 背景

介護報酬は、国が実施した令和5年度介護事業経営実態調査の結果を基に算定されており、訪問介護サービス等は、他のサービスと比較して収支差率が高いことを理由に基本報酬が引き下げられました。

一方、訪問介護サービス等に係る介護職員等処遇改善加算の加算率は、他のサービスよりも高く設定されていることから、国は、事業所が高い加算を取得することを理由に、当該事業所で働く介護職員等の賃金改善を求めています。

3 経過

- 6 . 4 . 1 介護報酬改定による新基本報酬が適用
- 6 . 1 介護職員等処遇改善加算の新加算率が適用
- 1 1 市議会に対し、訪問介護の基本報酬引下げ撤回及び介護報酬引上げの再改定を求める旨の請願(以下「請願」という。)
- 1 7 市議会6月定例会一般質問において、介護報酬改定から一定期間経過後、事業所に改定による影響を確認するための経営実態調査を行い、経営状況の把握に努める旨を答弁
- 2 7 市議会本会議にて請願を採択
- 1 1 . 1 5 ~ 事業所を対象にアンケート調査を実施
- 1 2 . 1 1 市議会12月定例会一般質問において、経営実態調査の集計及び分析後、その結果を報告する旨を答弁
- 3 . 6 厚生委員協議会に調査結果を報告

4 調査内容及び調査結果

別紙のとおり

5 調査結果の主な内容

全ての事業所が基本報酬引下げに対する不安を持ち、物価高騰による経費増大、人件費増加及び介護人材不足を懸念

報酬改定後の収入が減少したと回答した事業所は5割、増加したと回答した事業所は2割。有料老人ホーム等への併設による事業効率性の高さや訪問介護員数の規模による顕著な相違は無し

経費削減、上位加算の取得等の経営努力を続けているが、収入増加に結びついておらず、大部分の事業所が介護報酬プラス改定に期待している状況

賃金等の平均ベースアップ率は2.48パーセントであり、国が目指す2.5パーセントとほぼ同率

多くの事業所が介護人材不足を課題と認識

6 今後の進め方

令和7年度中に、次の内容について取り組みます。

基本報酬の引上げについて、国及び県に引き続き要望します。

松本短期大学、エクセラン高校等が現在実施している福祉・介護に関する発信事業等について、関係機関と連携し、周知及び規模拡大に努めます。

日本語学校、介護職養成校及び監理団体と連携し、外国人人材の活用について研究します。

事業所の業務効率化及び生産性向上に資するケアプランデータ連携システムの導入に向けたモデル事業の取組みについて準備を進めます。

令和6年度介護報酬改定による基本報酬引下げに伴う経営状況等に関する
実態調査の内容及び結果について

1 目的

令和6年度介護報酬改定により基本報酬が引き下げられたサービス種別の影響等を確認し、事業所への支援の必要性を検討するための経営実態調査を行うもの

2 調査期間

令和6年11月15日(金)から令和7年1月31日(金)まで

3 調査対象

訪問介護77事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「定期巡回」という。)3事業所

4 調査方法

LOGOフォームによるアンケート形式

5 回答事業所数

40事業所(内訳:訪問介護38事業所、定期巡回2事業所)

事業所形態

回答のあった事業所のうち有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に併設された事業所(以下「施設併設型事業所」という。)と単独型の事業所の数は次のとおりです。(単位:か所)

	施設併設型事業所	単独型事業所
訪問介護	17	21
定期巡回	2	0

訪問介護員数(常勤換算後)による事業所規模

訪問介護員数(常勤換算後)による事業所の規模は次のとおりです。

(単位:か所)

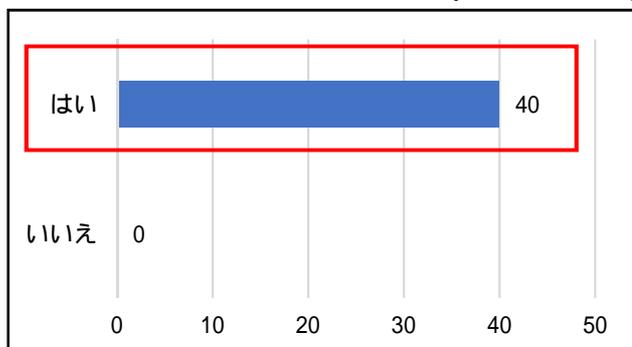
	5人未満	5人以上10人未満	10人以上20人未満	20人以上30人未満
訪問介護	15	13	8	2
定期巡回	0	0	0	2

訪問介護員数は、事業所により専従常勤、専従非常勤、兼務常勤及び兼務非常勤のばらつきがあるため、常勤換算後の人数とし、新規指定申請、6年ごとの更新申請及び随時の変更申請時に市が把握した人数

6 調査項目及び調査結果

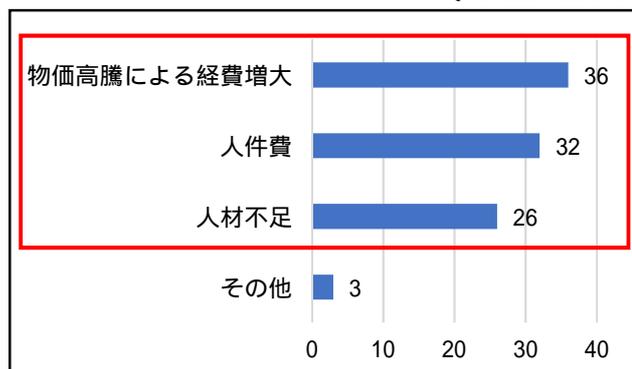
□基本報酬改定による経営への不安がある

(単位：か所)



回答のあった全事業所が基本報酬引下げに対する不安があると回答。小規模事業所は基盤が弱いため、より影響を受けやすいと考えられます。

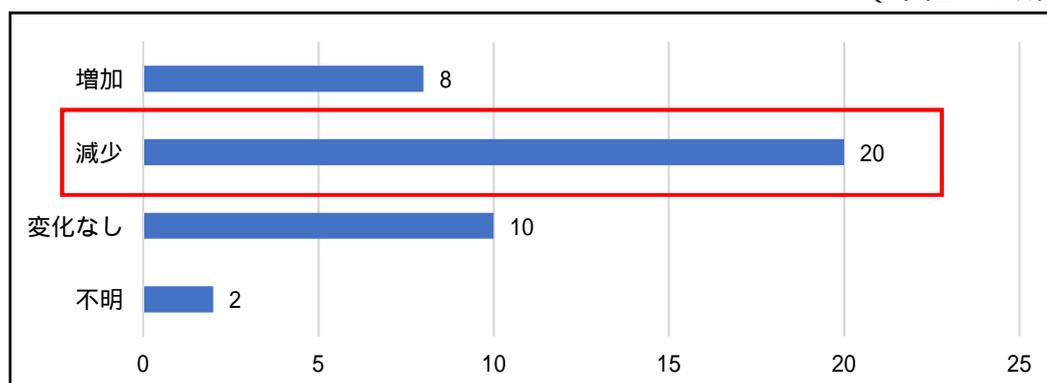
□不安に感じる要因(複数回答)(単位：か所)



ガソリン代、光熱水費等の物価高騰による経費の増大、賃金引上げによる人件費の増加及び介護人材不足が不安の要因とされています。

□令和6年度介護報酬改定に伴う収入の変化(令和6年6月からの「介護職員等処遇改善加算」新加算率の適用を含む。)

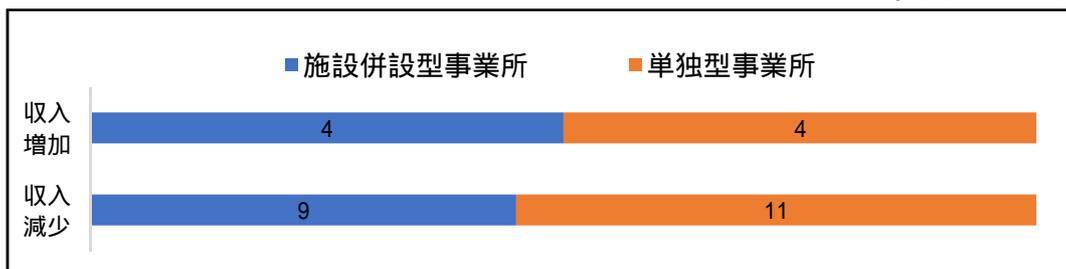
(単位：か所)



回答事業所のうち収入が増加したと回答した事業所は8事業所で、全体の20.0%でした。そのうち、施設併設型事業所は4事業所です。

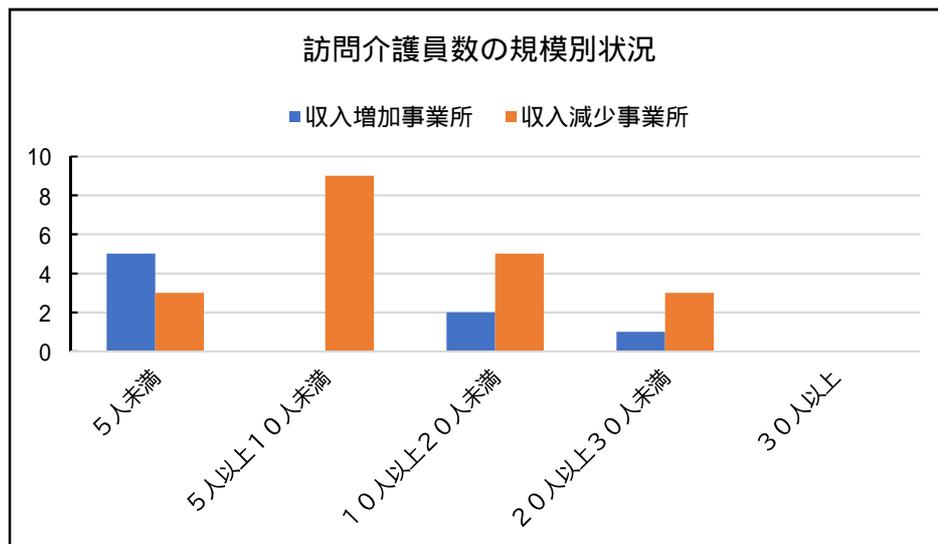
また、収入が減少したと回答した事業所は20事業所で、全体の50.0%です。20事業所のうち9事業所は施設併設型事業所、11事業所は単独型事業所で、事業効率性の高い施設併設型事業所であっても、一概に収入が増えているとは言えません。

(単位：か所)



事業所の規模から見ると、収入が増加した8事業所のうち訪問介護員(常勤換算後)が5人未満の事業所は5事業所、10人以上20人未満の事業所は2事業所、20人以上30人未満の事業所は1事業所でした。また、収入が減少した20事業所では、5人未満の事業所は3事業所、5人以上10人未満の事業所は9事業所、10人以上20人未満の事業所は5事業所、20人以上30人未満の事業所は3事業所でした。

以上から、事業所の規模が大きい(訪問介護員の人数が多い)ほど収益を上げているとは言い切れません。



□事業所で実施した対策（主なものを記載）

- ・ 新たな加算の取得、加算率の高い上位加算を取得した。
- ・ 経費の削減（節電、節水、裏紙使用）
- ・ 訪問（対応）件数の増加、利用者増加のための営業活動を実施
- ・ 効率の良い訪問経路にシフト変更
- ・ 遠方利用者の紹介を断った。
- ・ 新たな付加価値のサービスを検討
- ・ 訪問記録を紙ベースから電子データに変更（業務効率化）
- ・ 時間外労働の削減
- ・ 人件費の抑制

□令和6年度職員賃金のベースアップ率

$$\text{ベースアップ率（％）} = \left(\frac{\text{令和6年度平均給与（平均基本給 + 決まって支払われる手当）}}{\text{令和5年度平均給与} \times 100} \right) - 100$$

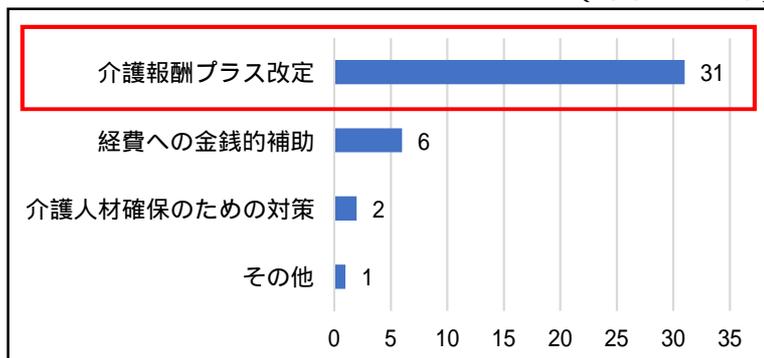
国が目指すベースアップ率は令和6年度2.5%、令和7年度2.0%

- ・ 平均ベースアップ率 2.48%
- ・ 最高 " 17.30%
- ・ 最低 " 0.77%
- ・ ベースアップ無 4事業所

国が目指す令和6年度ベースアップ率とほぼ同率ですが、令和6年10月28日に厚生労働省が公表した「令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」による全産業の平均賃金改定率は4.1%であり、他の業種と比較すると更なるベースアップが必要な状況です。

□期待する支援

(単位：か所)



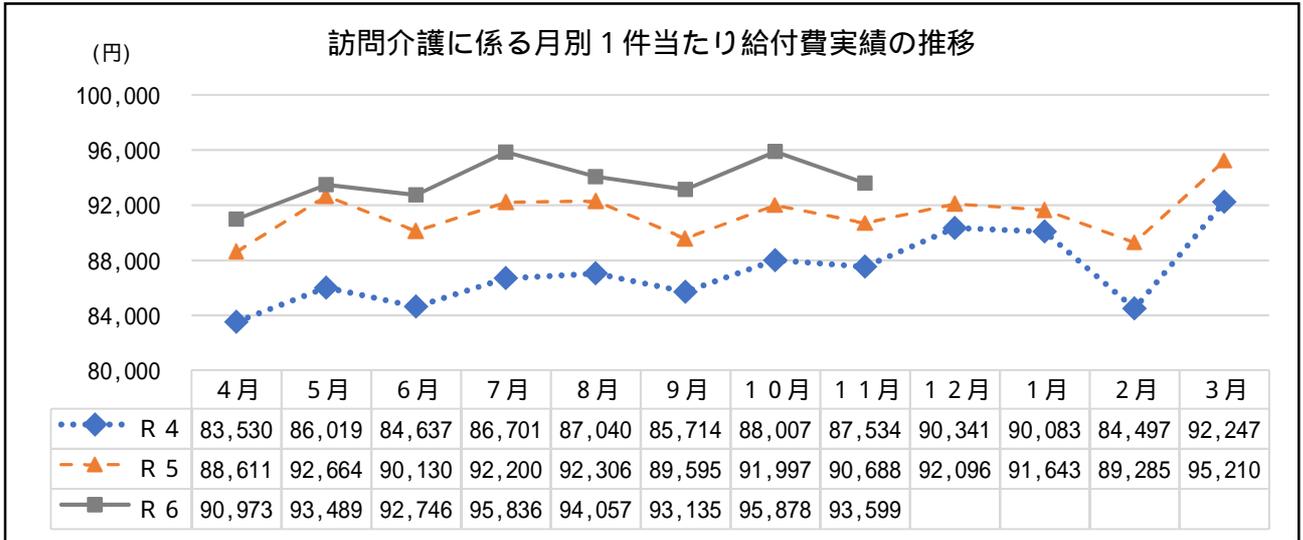
その他・・・区分支給限度基準額（介護度別に支給額に一定の制約を設けるとともに、その範囲内でサービスの選択を可能とした仕組み）の引上げ

3年ごとに改定される介護報酬のプラス改定を希望する事業所が大部分を占めました。次期改定が令和9年度に予定されており、居宅サービスの中核的サービスである訪問介護等の介護報酬見直しについて継続して要望していく必要があります。

□その他事業所からの主な意見等

- ・小規模事業所だとこれ以上切り詰める部分がない。
- ・コロナ以降赤字が累積し、事業縮小又は廃止が検討され、運営が危うい。
- ・利用者のため人材を確保しておかないといけませんが、利用が無いと無収入になってしまう。
- ・訪問介護は人材が集まりにくい。今いるヘルパーの高齢化が進んでおり、若い人材は施設に流れてしまう。
- ・同一建物集中減算が10%から12%の対象となり経営が不安定である。居宅への訪問をしたくても職員の人的余裕がない。
- ・介護人材不足が深刻。報酬引下げは人材不足を加速させてしまう。
- ・人材確保が厳しく、せめて訪問介護の給料や手当を増やしてほしい。施設と違い夜勤が無いので、敬遠されてしまう。
- ・事務作業の効率化を図るため、申請書類や方法の簡略化をお願いしたい。
- ・補助金のような制度があれば知りたい。

□【参考1】介護保険給付実績（令和4～6年度実績分）

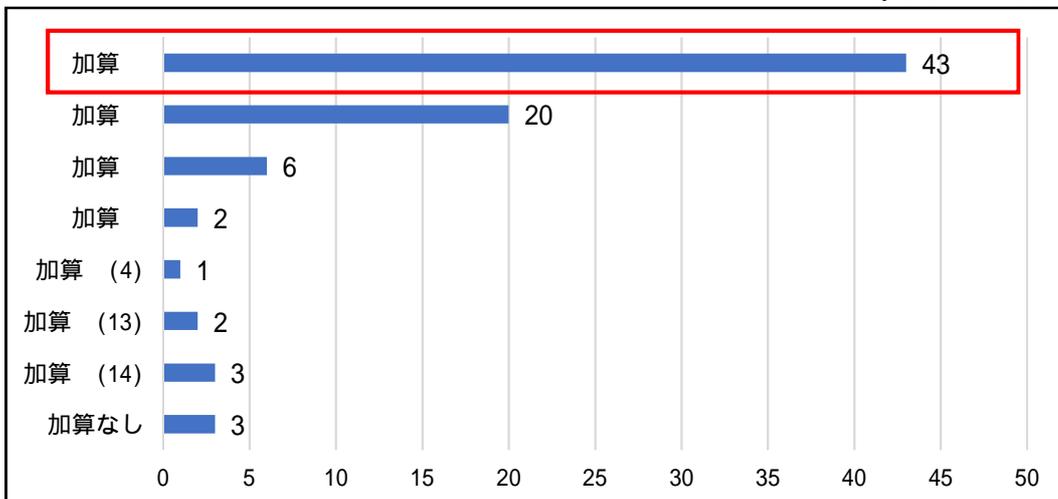


令和6年度介護報酬改定後の訪問介護に係る給付費実績(令和6年4月～11月サービス提供分)を見ると、令和6年4月に基本報酬が引き下げられましたが、同年6月から加算率がより高い介護職員等処遇改善加算が適用されたことにより、1件当たりの給付費は増加しています。

また、令和4年10月に介護職員等ベースアップ等支援加算(月額平均9千円相当)が創設され、令和6年2月～5月にかけて介護職員等処遇改善支援補助金(月額平均6千円に相当する額)が交付されたため、1件当たりの給付費は令和4年度以降増加していますが、令和6年度は基本報酬引下げの影響により増加幅が鈍化しています。

□【参考2】事業所別「介護職員等処遇改善加算」取得状況（令和7年1月現在）

（単位：か所）



訪問介護及び定期巡回の介護職員等処遇改善加算の取得状況を確認したところ、加算率が一番高い加算 を取得している事業所は43事業所で、全体の53.8%を占めています。

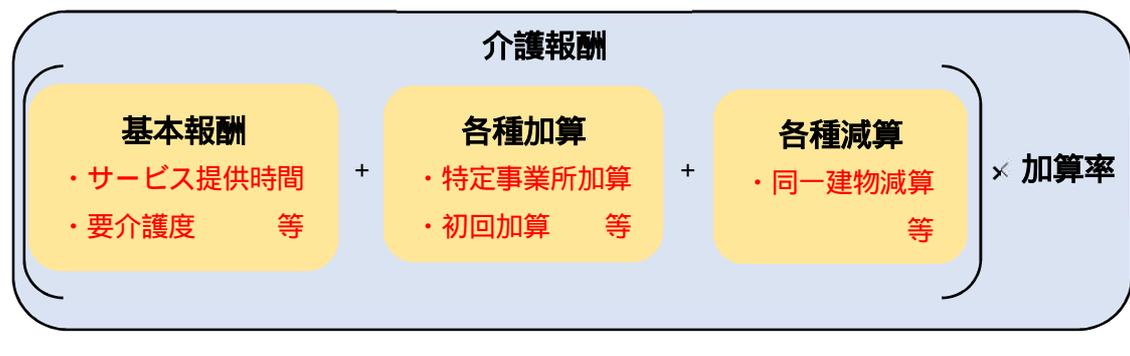
介護職員処遇改善加算とは、介護現場で働く職員の賃金改善及び職場環境の改善を目的とした制度です。加算 ～ （加算 は6年度までの経過措置）に区分され、加算区分により加算率が異なります。介護職員等処遇改善加算を除く総報酬単位数に次の加算率を乗じて介護報酬を算定します。

（訪問介護、定期巡回の加算率）

介護職員等処遇改善加算	加算率
	24.5%
	22.4%
	18.2%
	14.5%
(1)～(14) R6経過措置	22.1%～7.6%

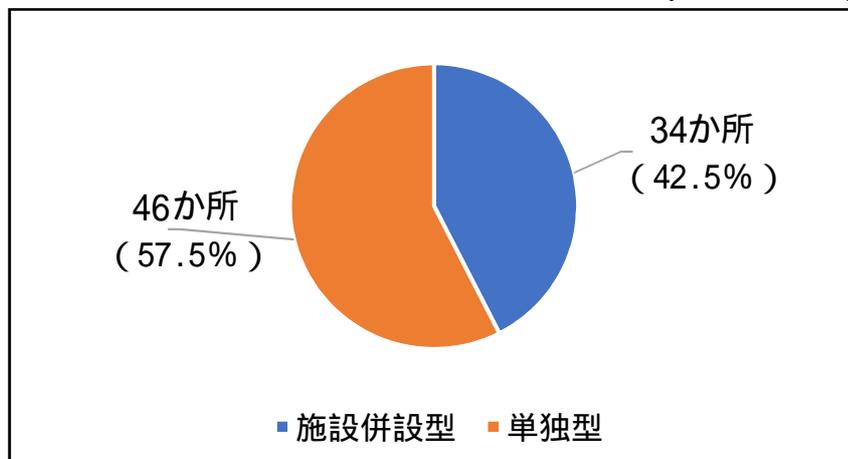
（加算算定要件）

加算	要件
	・加算 の要件に加え、介護福祉士を30%以上配置していること。
	・可算 の要件に加え、賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化
	・加算 の要件に加え、資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みの整備
	・職場環境の改善 ・賃金体系等の整備及び研修の実施等



□【参考3】事業所の形態（施設併設型 / 単独型事業所の割合）

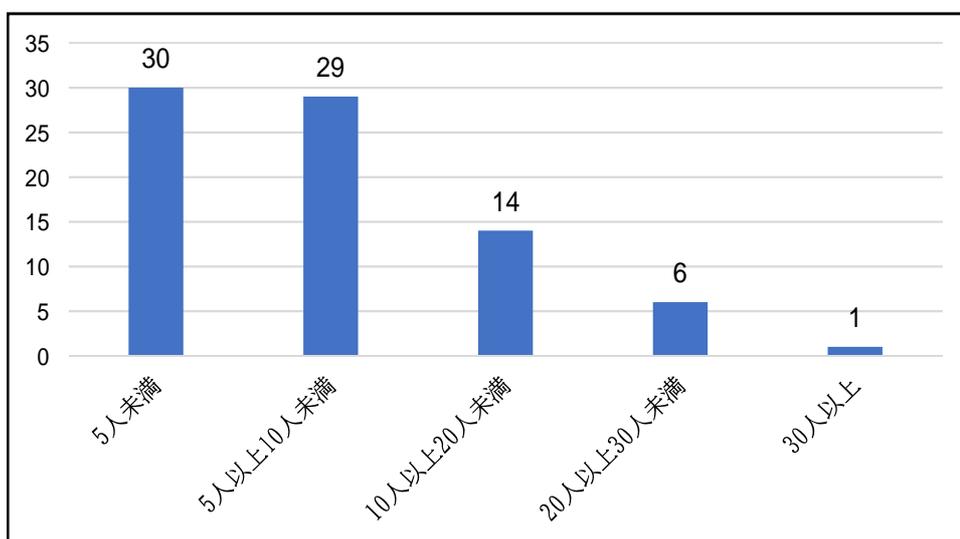
（単位：か所）



市内にある訪問介護及び定期巡回80事業所のうち、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に併設された事業効率性が高いとされる事業所は34事業所です。割合は全体の42.5%です。

□【参考4】事業所における訪問介護員数（常勤換算後）

（単位：か所）



常勤換算後の訪問介護員数を見ると、5人未満の事業所は30事業所で、全体の37.5%です。また、5人以上10人未満の事業所と合わせると全体の73.8%で、市内の訪問介護事業所の7割以上が訪問介護員（常勤換算後）10人未満の事業所です。

□【参考5】事業所の規模別「介護職員等処遇改善加算」取得状況

(単位：か所)

事業所の訪問介護員数	加算	加算	加算	加算	加算	加算なし	合計
5 人 未 満	18	7	1	1	1	2	30
5 人 以 上 10 人 未 満	15	9	3	0	1	1	29
10 人 以 上 20 人 未 満	7	2	0	1	4	0	14
20 人 以 上 30 人 未 満	3	2	1	0	0	0	6
3 0 人 以 上	0	0	1	0	0	0	1

事業所の規模に関係なく、加算率の高い加算 を取得している事業所が多い状況です。

地域密着型サービス事業者等の指定について

1 地域密着型サービス事業者の新規指定について

ももせ薬局 短時間デイサービス らいふラボ

事業主体	合同会社ももせ薬局
所在地	松本市松原46-1 松原ビル2F東
サービス区分	地域密着型通所介護
指定有効期間	令和7年3月1日から令和13年2月28日

2 地域密着型サービス事業者の指定更新について

爽快デイサービス

実施主体	特定非営利活動法人アクロス福祉会
所在地	松本市中山3710番地
サービス種別	地域密着型通所介護
指定有効期間	令和7年2月1日から令和13年1月31日

認知症対応型通所介護デイサービスセンターなごみ

実施主体	社会福祉法人平成会
所在地	松本市寿北5丁目34番23号
サービス種別	(介護予防)認知症対応型通所介護
指定有効期間	令和7年2月1日から令和13年1月31日

療養通所介護 あおいそら

実施主体	株式会社青い空
所在地	松本市大字笹賀2975番地1
サービス種別	地域密着型通所介護
指定有効期間	令和7年3月1日から令和13年2月28日

認知症対応型共同生活介護 グループホームエフビー波田

実施主体	エフビー介護サービス株式会社
所在地	松本市波田5421番地1
サービス種別	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
指定有効期間	令和7年3月10日から令和13年3月9日

リハビリデイサービスぽっかぽか南浅間

実施主体	大心株式会社
所在地	松本市南浅間506-3
サービス種別	地域密着型通所介護
指定有効期間	令和7年3月16日から令和13年3月15日

松本市北部デイサービスセンター

実施主体	社会福祉法人松本市社会福祉協議会
所在地	松本市元町3丁目7番1号
サービス種別	(介護予防)認知症対応型通所介護
指定有効期間	令和7年4月1日から令和13年3月31日

認知症対応型通所介護デイサービスハーモニー

実施主体	社会福祉法人ハーモニー
所在地	松本市島内広田4065番地4
サービス種別	(介護予防)認知症対応型通所介護
指定有効期間	令和7年4月1日から令和13年3月31日

3 地域密着型サービス事業者の廃止について

松本市波田デイサービスセンターきたはらっぱ

事業主体	社会福祉法人松本市社会福祉協議会
所在地	松本市波田5712番地85
サービス種別	地域密着型通所介護
廃止日	令和7年3月31日

4 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者の新規指定について

ケアプランセンター かけはし

事業主体	株式会社架け橋
所在地	松本市島立1080 1 カーサマサキB202
サービス種別	居宅介護支援
指定有効期間	令和7年1月1日から令和12年12月31日

フレイル予防センター

事業主体	フレイル予防センター合同会社
所在地	松本市小屋南1丁目1番10号
サービス種別	居宅介護支援
指定有効期間	令和7年2月23日から令和13年2月22日

ケア・ブルー

事業主体	株式会社アシュリップ
所在地	松本市寿北6丁目34番16号
サービス種別	訪問介護
指定有効期間	令和7年3月1日から令和13年2月28日

介護ショップまつもと

事業主体	メディカルケア株式会社
所在地	松本市笹部二丁目 12 番 19 号
サービス種別	(介護予防)福祉用具貸与及び特定(介護予防)福祉用具販売
指定有効期間	令和7年3月1日から令和13年2月28日

事業譲渡に伴う新規指定

一之瀬居宅介護支援事業所

事業主体	医療法人青樹会
所在地	松本市島立2100 2
サービス種別	居宅介護支援
指定有効期間	令和7年3月9日から令和13年3月8日

介護クラーク松本

事業主体	株式会社シーユーシー・ホスピス
所在地	松本市島内3452番地15
サービス種別	訪問介護
指定有効期間	令和7年4月1日から令和13年3月31日

看護クラーク松本

事業主体	株式会社シーユーシー・ホスピス
所在地	松本市島内3452番地15
サービス種別	(介護予防)訪問看護
指定有効期間	令和7年4月1日から令和13年3月31日

社会福祉法人松本市社会福祉協議会西部訪問入浴事業所つむぎちゃんのお風呂

事業主体	社会福祉法人松本市社会福祉協議会
所在地	松本市梓川梓2283-2
サービス種別	(介護予防)訪問入浴介護
指定有効期間	令和7年4月1日から令和13年3月31日

4 指定居宅サービス事業者の休止について

有限会社ホーム・ケア・サービス

事業主体	有限会社ホーム・ケア・サービス
所在地	松本市深志2 8 7 2 F 北
サービス種別	(介護予防)福祉用具貸与及び特定(介護予防)福祉用具販売
休止日	令和7年3月31日

医療法人藤森病院

事業主体	医療法人藤森医療財団
所在地	松本市中央2-9-8
サービス種別	(介護予防)訪問リハビリテーション
休止日	令和7年3月31日

5 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者の廃止について

介護ショップまつもと

事業主体	株式会社IHIビジネスサポート
所在地	松本市笹部二丁目12番19号
サービス種別	(介護予防)福祉用具貸与及び特定(介護予防)福祉用具販売
廃止日	令和7年2月28日

事業譲渡に伴う新規指定

訪問看護ステーション「めぐみ」

事業主体	株式会社イースト
所在地	松本市里山辺67 1うつくしがはら温泉敬老園内2F
サービス種別	(介護予防)訪問看護
廃止日	令和7年3月10日

社会福祉法人松本市社会福祉協議会四賀居宅介護サポートセンター

事業主体	社会福祉法人松本市社会福祉協議会
所在地	松本市会田1001 1 四賀支所3階
サービス種別	居宅介護支援
廃止日	令和7年3月31日

ちとせみどりAW

事業主体	社会福祉法人梓の郷
所在地	松本市庄内3 4 41
サービス種別	訪問介護
廃止日	令和7年3月31日

いずみのさとAW

事業主体	社会福祉法人梓の郷
所在地	松本市島立771 1
サービス種別	訪問介護
廃止日	令和7年3月31日

あんじゅりAW

事業主体	社会福祉法人梓の郷
所在地	松本市梓川倭2317 1
サービス種別	訪問介護
廃止日	令和7年3月31日

あかりAW

事業主体	社会福祉法人梓の郷
所在地	松本市梓川倭2675 1
サービス種別	訪問介護
廃止日	令和7年3月31日

ショートステイ赤いりんご

事業主体	医療法人梓誠会 梓川診療所
所在地	松本市梓川梓1645番地1
サービス種別	(介護予防)短期入所生活介護
廃止日	令和7年3月31日

あゆみケアセンター

事業主体	株式会社歩
所在地	松本市渚4丁目5番2号
サービス種別	居宅介護支援
廃止日	令和7年3月31日

みのる訪問看護リハビリテーション

事業主体	ソーシャルCIC株式会社
所在地	松本市寿中2丁目4 13 メゾンブリアンベルB105
サービス種別	(介護予防)訪問看護
廃止日	令和7年4月30日

(協議事項)

地域密着型サービス事業者等の公募について

1 趣旨

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画「安心・いきいきプラン松本」では、多様化する介護ニーズや住み慣れた地域で複合的にサービスを提供する地域包括ケアシステムの推進を図るため、計画期間の令和6年度から令和8年度にかけて地域密着型サービス等の施設整備を計画しています。今回、令和8年度に予定している施設整備について公募を実施するものです。

2 募集内容等

募集事業者

ア 居住系・施設系サービス

サービス種別	整備数	区分	備考
特定施設入居者生活介護 (混合型)	75床 (R6 50床 R7 25床)	転換	50床は 令和6年度 繰越分
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	54床	転換	

イ 地域密着型サービス

サービス種別	整備数	区分	備考
看護小規模多機能型居宅 介護	1施設 29人	新設、又は 転換	令和6年度 繰越分
認知症対応型共同生活介 護	18人	新設、又は 転換	
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	2施設 37人	新設、又は 転換	令和6年度 繰越分

募集期間

令和7年7月1日(火)～令和7年8月19日(火)

応募状況により延期の可能性あり。

質問提出期限 令和7年7月14日(月)

質問回答(市ホームページ掲載) 令和7年7月18日(金)

事前協議書提出期限 令和7年7月25日(金)

募集方法

- ア 市ホームページ
- イ 市内介護サービス事業所に電子メール
- ウ 業界紙への掲載（介護保険情報（毎週火曜日、金曜日発行、(株)医療タイムス社）） 令和7年度から新規に追加

選定方法

- ア 高齢福祉課介護給付担当において事前協議書により応募要件の適否等を審査。
- イ プロポーザル方式によるプレゼンテーション審査（分科会にて実施）。
 - （ア）「看護小規模多機能型居宅介護」については、1施設のみ選定するため、最上位の選定候補者を選定する。
 - （イ）「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設」については、当該審査結果に基づき、募集定員数及び募集施設数を上限として、上位の選定候補者から順に、応募に係る人数を配分する。

審査 令和6年度と同様

- ア 審査項目 全12項目【令和6年度第3回分科会__継続審議事項】 別紙1

- （ア） 応募の動機、（イ） 事業理念、基本方針、
- （ウ） 地域に開かれたサービス、（エ） 医療機関等との連携、
- （オ） サービスの質の確保、（カ） 事業所の建物・立地条件、
- （キ） 防災対策・衛生管理等安全対策、
- （ク） 事故防止・苦情処理対応における取組み、
- （ケ） 事業計画の特色、
- （コ） 地域住民等（入居者、家族等）関係者に対する説明及び同意の状況、
- （サ） 安定的な運営、（シ） 介護サービス事業の実績

イ 審査基準

- （ア） 5段階評価
- （イ） 書類審査及びプレゼンテーション審査により点数が最上位者を選定候補者とする。
- （ウ） 委員の6割以上が60%未満とした場合は、選定候補者とししない。
- （エ） 委員の6割が評価1に採点した審査項目がある場合は、選定候補者とししない。

ウ 委員の除斥

委員が所属する機関等から応募があった場合は、当該種別の選定には不参加とします。

終活に関する情報を登録できます(松本市終活情報登録事業)

ご自身の万が一の事態に備え、ご自身の希望や、ご家族へ伝えたいこと等の「**終活関連情報**」を市に登録していただくことで、万が一の際、ご自身が指定した方に開示し、ご自身の意思の実現に役立てるとともに、遺されたご親族や関係者への負担を軽減することができます。

松本市では終活を、元気なうちから人生の終末について考え、準備する活動ととらえています

対象者、登録できる方

原則 市内在住者

登録方法

ア 窓口申請の場合

高齢福祉課または西部福祉課に電話等で連絡をいただいたうえで、お越しください。

イ 電子申請の場合

電子申請後、本人確認と内容確認のため、高齢福祉課または西部福祉課の窓口におおむね1か月以内にお越しいただく。

登録できる内容(遺言書のような法的効力はありません)

ア 緊急連絡先及び情報開示指定者

イ リビングウィル、エンディングノート、遺言書の保管場所

ウ 臓器提供に関すること

エ 生命保険や預貯金に関すること

オ 生前契約等の内容

カ お墓の所在地または埋葬希望

キ その他自由登録事項

(スマホのロック解除方法、銀行口座、保険、家族等に伝えたい内容等)

ク 情報の開示時期

開示の時期及び対象者

ア 登録時に指定された時期に、指定された方から請求があった場合に開示します。

イ 登録者の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、警察・消防・医療機関等から照会があった場合には開示をする場合があります。

「終活」に関するご相談窓口

高齢福祉課、西部福祉課、地域包括支援センターにて、「終活」に関してのご相談もできます。



松本市 健康福祉部 高齢福祉課
福祉担当(本庁舎北別棟2階)

電話 34 - 3061(直通)

FAX 34 - 3026

kaigo@city.matsumoto.lg.jp